

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月7日

広島市長

提出者

住所 広島県尾道市新浜一丁目9番22号

氏名 株式会社 堀田組

代表取締役 河本泰行

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0848-23-5155

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 堀田組
事業場の所在地	広島市内
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	年商25億4355万円（令和4年度）
③従業員数	50人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	再生処理業者に委託して、再資源化

条例別紙1
(条例-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（令和4年度）実績量
計画：今年度（令和5年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

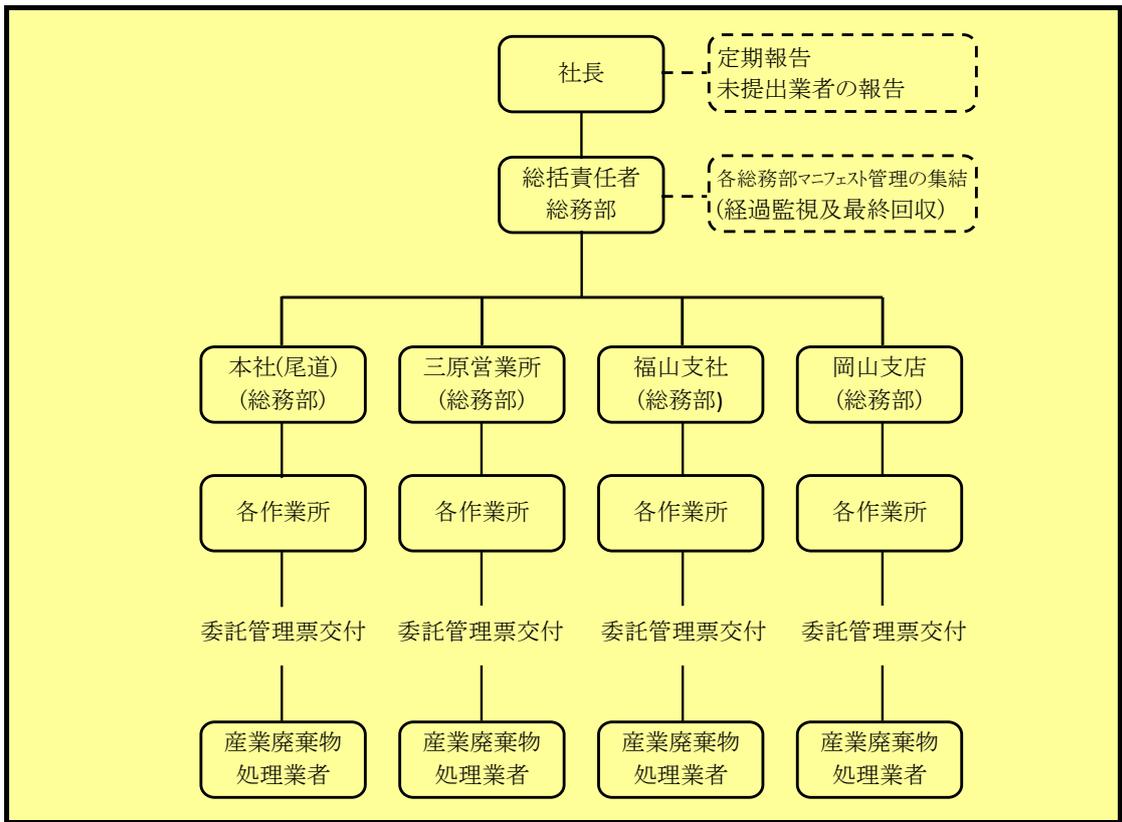
産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	407	0									407	0			407	0				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	23.625	30									23.625	30			23.625	30				
紙くず	9.9	13									9.9	13			9.9	13				
木くず	2.75	4									2.75	4			2.75	4				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋳さい																				
がれき類	125.748	39									125.748	39			125.748	39				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
廃石膏ボード	6.73	9									6.73	9			6.73	9				
合計	575.753	95	0	0	0	0	0	0	0	0	575.753	95	0	0	575.753	95	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

条例別紙2(条例-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】
記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・梱包材の減量化・リサイクルの推進 ・二次製品の採用と工場加工による現場作業の推進 ・打込み型枠や鋼製型枠の推進 ・ラス型枠の使用
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・梱包材の減量化・リサイクルの推進 ・二次製品の採用と工場加工による現場作業の推進 ・打込み型枠や鋼製型枠の推進 ・ラス型枠の使用

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用可能資材の分別・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・木材・金属くず・石膏ボード・ALC版・ダンボール ・一般廃棄物(現場作業員の生活系廃棄物)と直接工事から排出される産業廃棄物の分別 ・中間処理に適合した品目別の分別(破碎・焼却等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別)
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用可能資材の分別・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・木材・金属くず・石膏ボード・ALC版・ダンボール ・一般廃棄物(現場作業員の生活系廃棄物)と直接工事から排出される産業廃棄物の分別 ・中間処理に適合した品目別の分別(破碎・焼却等の中間処理を行う場合、それぞれの許可に適合した品目に分別)

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施する予定はない。</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>実施していない。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>実施する予定はない。</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	実施する予定はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・分別を促進し、可能な限り再生利用業者への委託を行い、最終処分量の低減をはかる。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・分別を促進し、可能な限り再生利用業者への委託を行い、最終処分量の低減をはかる。